

令和8年度

次年少簡易水道水質検査計画書

大石田町

# 目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表方法
8. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

大石田町では、次年少簡易水道が安全で良質な水であることを保証するために水質検査を実施しております。水質検査計画は、水源からご家庭の蛇口に至るまで適正な水質管理を行うために、水質検査場所や検査項目、検査頻度等を定めたものです。毎年事業年度の開始前に策定し、公表することとしています。

## 1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

### (1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓及び原水の給水栓で検査を行います。

### (2) 検査項目

検査項目は、水道法で義務づけられた水質基準項目と指標菌検査（病原微生物）を行います。

### (3) 検査頻度

水質基準項目の検査は、規程回数を基本とし、過去の検査結果に応じて、項目毎に頻度を設定し検査を実施します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

次年少簡易水道の給水状況は、下表のとおりとなっています。

区 分	内 容
事業体の名称	次年少簡易水道事業
給水区域	大石田町大字次年少地内
給水区域面積	74,000㎡
計画給水人口	830人（令和6年度末給水人口 56人）
計画一日最大給水量	125㎥（令和6年度実績 29㎥）
一日平均給水量	令和6年度実績 28㎥

## 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

次年少簡易水道は湧水を水源としており、塩素消毒を行い、自然流下により安全で良質な水をお届けしています。水質的には比較的安定しており、原水、浄水とも水質基準値を満たしています。気温が上昇する夏期については塩素濃度が低下する傾向にありますが、薬剤を調整しながら、安全な水の供給に努めております。

#### 4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

##### (1) 採水地点

採水地点は以下のとおり、毎日検査1か所、定期検査1か所の給水栓で行います。(別紙「位置図」のとおり)

- ①毎日検査(1回/日) 大石田町大字次年子地内
- ②定期検査(1回/月) 大石田町大字次年子地内

##### (2) 検査項目及び検査頻度

検査項目については下記のとおり行い、検査頻度については、水道法施行規則第15条第1項に定められた頻度を基本とし、過去3年間の検査結果に応じて、項目毎に頻度を設定し検査を実施します。(別紙「令和8年度 次年子簡易水道 水質検査実施計画」のとおり)

##### ①毎日検査

1日1回、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

##### ②定期検査(浄水)

- ・毎月検査 9項目について月1回検査を行います。
- ・3か月検査 13項目について3か月に1回、検査を行います。
- ・全項目検査 年1回、52項目の水質検査を行います。

##### ③定期検査(原水)

- ・指標菌検査 1か月に1回、クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)の指標である指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)の検査を行います。
- ・全項目検査 年1回、消毒副生成物(No.22~32)を除いた40項目の水質検査を行います。
- ・クリプトスポリジウム(耐塩素性病原生物)検査  
3か月に1回、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアを対象として検査を行います。

#### 5. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ④送水管などの水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑤その他必要があると認められるとき

## 6. 水質検査の方法

水質基準については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」に基づき行い、毎月の定期検査は厚生労働大臣登録検査機関へ委託します。

また、採水は次年子産業協同組合に委託して行います。毎日検査については、水道使用者へ委託し、行います。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

町は水質検査計画と検査結果を町ホームページにより公表します。また、水質検査の結果や使用者の意見を取り入れながら、毎年度計画の見直しに反映します。

## 8. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

水質汚染事故等が発生した場合には、山形県村山保健所、県防災くらし安心部食品安全衛生課、近隣自治体、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と連携を密にし、早期の原因除去、復旧に努めます。

お問い合わせ先      〒999-4112  
北村山郡大石田町緑町1番地  
大石田町建設課  
電話0237-35-2111  
FAX0237-35-2118  
メールアドレス：kanri-g@town.oishida.yamagata.jp

〔位置図〕



- 高区・低区配水池
- 毎日検査採水場所
- 定期検査採水場所



